平成２２年（フ）第１６０４号
熊本県人吉市鬼木町1403―５
破産者　大當とし子
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０６号
愛知県岡崎市牧御堂町字溝畔26―４　渥美方
破産者　長谷川幸雄
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０９号
神奈川県南足柄市千津島1407―２
破産者　小泉　　宣
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１０号
神奈川県南足柄市千津島1407―２
破産者　小泉　裕子（旧姓加藤）
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１１号
静岡県御殿場市北久原526―１　石橋住宅１
破産者　阿比留純子（旧姓鈴木）
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１５号
愛知県清須市新清洲６丁目３―12―101、開始決定時の住所愛知県一宮市南印田２丁目２―15―203
破産者　井手　嘉郎
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１９号
東京都練馬区早宮１丁目51―４―203
破産者　三村　正孝
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２７号
沖縄県沖縄市松本４丁目20―12―301
破産者　玉城　恵一
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２９号
鹿児島県大島郡徳之島町亀徳986―６
破産者　櫻木　哲雄
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３０号
鹿児島県大島郡徳之島町亀徳986―６
破産者　櫻木　京子
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３１号
徳島県阿南市那賀川町中島438―１―３―Ａ
破産者　塩田　信俊
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３４号
東京都大田区大森西５丁目５―15
破産者　仁村　充代
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５４号
東京都豊島区長崎３丁目11―４―102
破産者　清水　　仁
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３２号
長崎県諫早市川内町358―２
破産者　永尾みな子
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５３号
群馬県伊勢崎市山王町１―52
破産者　淺賀　孝治
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３０号
東京都港区六本木７丁目11―９　那須方
破産者　那須ゆかり（旧姓寺島）
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３８号
東京都中野区白鷺２丁目１―23―206
破産者　塚田絵里子（旧姓千葉）
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４８号
東京都杉並区高円寺北３丁目19―12―203
破産者　立花　宏康
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５６号
静岡県三島市長伏660―２
破産者　鈴木　七織
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８４号
千葉県山武郡大網白里町みやこ野２丁目８―９
破産者　長谷川三郎
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８７号
埼玉県八潮市大字南後谷439―４
破産者　高山　三光
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０１号
千葉県市川市中山３丁目３―12　レオパレスポルクⅡ201
破産者　船木　秀和
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部